

令和
五條市議会第三回九月定例会会議録(第四号)
二年

令和二年九月二十八日(月曜日)

議事日程(第四号)

令和二年九月二十八日 午前十時開議

- 第一 議第 五十号 令和二年度五條市一般会計補正予算(第五号)議定について
- 第二 議第 五十一号 令和二年度五條市介護保険特別会計補正予算(第一号)議定について
議第 五十二号 令和二年度五條市大塔診療所特別会計補正予算(第一号)議定について
- 第三 委員会の閉会中の継続審査について
 - (認第 一号 令和元年度五條市一般会計歳入歳出決算認定について
 - 認第 二号 令和元年度五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認第 三号 令和元年度五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認第 四号 令和元年度五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認第 五号 令和元年度五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認第 六号 令和元年度五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認第 七号 令和元年度五條市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認第 八号 令和元年度五條市下水道事業会計決算認定について
 - 認第 九号 令和元年度五條市水道事業会計決算認定について)
- 第四 同第 一号 五條市教育委員会委員の任命について

第五	同第 二号	五條市農業委員会委員の任命について
	同第 三号	五條市農業委員会委員の任命について
	同第 四号	五條市農業委員会委員の任命について
	同第 五号	五條市農業委員会委員の任命について
	同第 六号	五條市農業委員会委員の任命について
	同第 七号	五條市農業委員会委員の任命について
	同第 八号	五條市農業委員会委員の任命について
	同第 九号	五條市農業委員会委員の任命について
	同第 十号	五條市農業委員会委員の任命について
	同第 十一号	五條市農業委員会委員の任命について
	同第 十二号	五條市農業委員会委員の任命について
	同第 十三号	五條市農業委員会委員の任命について
	同第 十四号	五條市農業委員会委員の任命について
	同第 十五号	五條市農業委員会委員の任命について
	同第 十六号	五條市農業委員会委員の任命について
	同第 十七号	五條市農業委員会委員の任命について
	同第 十八号	五條市農業委員会委員の任命について
	同第 十九号	五條市農業委員会委員の任命について
	同第 二十号	五條市農業委員会委員の任命について
第六	発議第十一号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について
第七	発議第十二号	防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書について

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

出席議員(十一名)

欠席議員(一名)

説明のための出席者

市長
副市長

太 檜
田 内
好 成
紀 吉

四番	十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	三番	二番	一番
牧	大	藤	吉	山	福	岩	窪	吉	平	養	伊
野	谷	富	田	口	塚	本		田	岡	田	谷
雅	龍	美	雅	耕		佳		清	全	賢	
一	雄	子	範	司	実	孝	秀	正	司	康	司

事務局職員出席者

事務局長	農業委員会事務局長	事務局長	堀内
	財政課長	理事	南
	企画政策課長	技監	冠
	秘書課長	市長公室長	和
	会計管理者	総務部長	松
	水道局長	危機管理監	石
	大塔支所長	すこやか市民部長	中
	西吉野支所長	あんしん福祉部長	平
	教育部長	産業環境部長	井
	都市整備部長	都市整備部長	井
	松	教育部長	上
	大	西吉野支所長	田
	吉	大塔支所長	井
	東	水道局長	上
	小	会計管理者	田
	西	秘書課長	井
	西	企画政策課長	上
	戸	財政課長	田
	上	農業委員会事務局長	田
馬	垣		堀
場	内		内
雅	盛		伸
樹	幸		起

午前十時零分開会

○議長（吉田雅範）ただいまから、去る九日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

牧野雅一議員から欠席届が出ております。

ただいまの出席

議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。

去る九日に行いました一般質問におきまして、九番福塚 実議員の質問に対して、井上産業環境部長から答弁がありました。理事者側からこの答弁を訂正したいとの申出がありますので発言を許します。

○議長（吉田雅範）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）令和二年九月九日、福塚議員の一般質問の中で、ひまわり園の面積について誤った答弁を行い、議員の皆様や関係者に大変御迷惑をおかけした事についてお詫びをし、訂正をさせていただきます。

申し訳ございませんでした。

訂正内容は、上野公園のひまわり園についての御質問に対し、「九月下旬までに菜の花を十三ヘクタール植栽予定」との答弁を、次のように改め訂正をいたします。「九月下旬までに菜の花を一・三ヘクタール植栽予定」と訂正させていただきます。

今後、答弁書を作成するときはさらなる確認を行い、過ちを起さないようにチェックを行います。

大変申し訳ございませんでした。

以上、答弁とさせていただきます。

事務局長	馬
事務局係長	坂
事務局係員	窪
速記者	柳
	ヶ
	瀬
	五
	美
	堀
	口
	和
	勇
	人
	美
	孝
	場
	一

○議長（吉田雅範）以上で答弁の訂正を終わります。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（吉田雅範）初めに日程第一、議第五十号を議題といたします。

本案につきましては、総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、報告を求めます。総務文教常任委員会伊谷賢司委員長。

〔総務文教常任委員長 伊谷賢司登壇〕

○総務文教常任委員長（伊谷賢司）ただいま議題となりました議第五十号につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る、九月九日の本会議において当委員会に付託され、十日、午前十時から開会いたしました委員会において、提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

議第五十号 令和二年度五條市一般会計補正予算（第五号）議定につきましては、歳入歳出予算、債務負担行為及び地方債の補正で、歳入歳出予算につきましては、その総額にそれぞれ四千四百五十八万二千元を追加し、歳入歳出予算の総額を二百五十九億六十五万一千円とするもので、国の二次補正による第二次新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とした新型コロナウイルス感染症対策事業として歳出予算に十三事業、合計一億八千九十八万円を増額、新型コロナウイルス感染症の影響により縮小・中止した十八事業の予算三千九百三万六千円、事業の見直しにより減額した六事業の予算四千六十六万円及び国庫補助金等の内示により事業を見送り・縮小した三事業の予算八千九百二十二万八千円の合計一億六千八百九十二万四千円を、歳出予算から減額し、それ以外の増額補正が六事業、合計二千四百五十二万六千円で、これらの増額及び減額の差し引きが、今回の補正予算総額四千四百五十八万二千元となり、歳出予算の主な内容は、新型コロナウイルス感染症対策事業として、発熱患者診察室設置工事費一千八百九万五千円、教育ネットワーク用端末購入費四千四百万円、地域公共交通車両購入費二千八百二十一万五千円、中小企業等家賃支援給付金四千七百万円で、新型コロナウイルス感染症対策事業以外として、マイ

ナンバー制度に伴うシステム設定変更業務委託料百七十四万九千円、介護施設開設準備経費補助金七百五十五万一千円、子どものための教育・保育施設型給付費一千百四十三万二千円等で、減額補正としては、敬老会委託料更正減三百七十七万円、強い農業づくり対策事業補助金更正減三千六百三十五万円、吉野川祭り補助金更正減一千百万円等で、歳入予算の主な内容は、国庫支出金を増額、分担金及び負担金、使用料及び手数料、県支出金、繰入金、諸収入及び市債を減額し、歳出との均衡を図り、債務負担行為補正としては、五條・十津川連携コミュニティバス運行事業の期間を令和二年度から令和三年度、限度額を二百六十二万六千円、（仮称）にぎわい棟整備事業の期間を令和二年度から令和三年度、限度額を一億六千五百万円とし、それぞれ追加するもので、新庁舎ネットワーク機能移転事業の期間を令和二年度から令和三年度に、限度額を一億二千百万円に変更するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、地域公共交通事業者支援金の内容についていただいたのに対し、「奈良交通株式会社市内完結型の三路線に各二十万円、五條市を経由する四路線に各十万円の合計百万円。市内二つのタクシー事業者に対して、セダンタイプに二万円、ジャンボタクシーに三万円、マイクロバスに四万円をそれぞれ支援し、五條二見交通株式会社に九十万円、株式会社野原タクシーに三十二万円の合計百二十二万円、総合計二百二十二万円である。」との答弁があり、委員から、現在、人の移動が少ない中で、交通機関及びタクシー業界の方に大変喜んでいただける施策であるとの意見がありました。

また、委員から、地域公共交通車両購入費について、購入を検討された理由についていただいたのに対し、「なつみ台の小学生の続行便として旧のスクールバスを利用しているが、当該バスが平成十二年の登録で古く、新規にリースすると一日当たり三万円、年間二百日借り上げた場合一年間で六百万円となり、検討した結果、新規に車両を購入する方がより経済的であるとの結論に達した。」との答弁があり、委員から、このバスを通学時間帯以外の時間で、ほかの路線に使用することは可能であるかをいただいたのに対し、「今は、なつみ台の小学生の登下校に使う予定であるが、検討することは可能である。」との答弁があり、委員から、新庁舎が完成すると、新たな路線も必要になると思うので、その辺の運用も含めて考えていただきたいとの意見がありました。

また、委員から、地番図等公開システム導入業務委託料についていただいたのに対し、「現在、住民サービスの一環として、地番図は、窓口で閲覧、交付を行っているが、市のホームページから閲覧できるように公開型のGISを整備し、地番図及び航空写真をあわせて閲覧できる想定をしている。」との答弁がありました。

また、委員から、発熱患者診察室設置工事費について診察室での対象患者をただしたのに対し、「五條市応急診療所で受診される発熱患者を対象とし、受診者及び医療従事者の感染リスクを下げることを目的としている。」との答弁がありました。

また、委員から、建物の形態についてただしたのに対し、「プレハブの建物を予定しているが、感染症対策として、清潔ゾーンと汚染ゾーンに分け、感染防止のための空調設備を備えた建物である。」との答弁があり、委員から、その建物の管理責任についてただしたのに対し、「土地については、南和広域医療企業団と協定を締結する予定であるが、建物については、五條市の予定である。」との答弁があり、委員から、室内の消毒作業等は誰が行うかをただしたのに対し、「現在従事している医療スタッフで、主に看護師を想定しているが、感染症専門の医師とも検討を重ねており、消毒方法等を検討し、従事者の感染対策に対応する。」との答弁がありました。

また、委員から、新庁舎ネットワーク機能移転事業についてただしたのに対し、「新庁舎の各フロア内の庁内ネットワーク環境の設計・整備業務で、全ての執務室内の通信ケーブルの配線、接続作業であり、新しいネットワーク機器、ハブ、ルーター、アクセスポイント等の機器を調達し、設定、設置、接続までを行う全ての作業である。」との答弁がありました。

また、委員から、介護施設開設準備経費補助金について、五條東中学校の近くに開設される施設での、サービスの提供についてただしたのに対し、「小規模多機能型居宅介護施設で、地域密着型の施設として、通所介護を中心に利用者の容態に合わせ、訪問介護及び短期間の宿泊を組み合わせてサービスを利用できる施設である。」との答弁がありました。

また、委員から、GIGAスクール構想の端末機器の入荷予定をただしたのに対し、「学校に納入されるのが十月末ごろで、子供たちが使えるのは十一月一日からを想定している。」との答弁がありました。

また、複数の委員から、強い農業づくり対策事業補助金及び経営体育成支援事業補助金について、ポイント不足で採択されなかったことに對して、国と県に意見書や要望書を提出した方が良いと思うとの意見がありました。

また、委員から、林産物加工施設費のフォークリフト講習会負担金更正減についてただしたのに対し、「現在二名を雇用しているが、一名はフォークリフト免許を持っているので減額した。」との答弁がありました。

また、委員から、林産物加工施設費の原材料費について、原木の購入要望に対し、全ての原木を購入しているかをただしたのに対し、「要望に対しては、購入している。」との答弁があり、委員から、林産物加工施設の稼働状況をただしたのに対し、「機械のメンテナンス等で稼働を休む日もあるが、できる限りの稼働を目指している。」との答弁があり、委員から、原木を購入することができるといふアピールもして、採算も取れるよう、稼働を休むことのないように事業計画を立て、頑張っていたきたいとの意見がありました。

また、委員から、原木の購入価格をただしたのに対し、「チップ材は未利用材の証明書付きでトン当たり六千五百円、そのほかは五千円以

下となり、ヒノキ材は立米当たり一万一千円、スギ材は立米当たり九千円である。」との答弁があり、委員から、間伐した枝等の場合についてただしたのに対し、「柿の木の枝のような細いものは、チップーにかからないので受付をしていない。」との答弁があり、委員から、販売価格をただしたのに対し、「チップ材はトン当たり一万円、ヒノキ材のラミナは立米当たり三万円、スギ材は立米当たり二万三千元である。」との答弁がありました。

また、委員から、林産物加工施設の営業体制についてただしたのに対し、「原木を購入し、現在スギ材は、天理市の樋上木工所におせち料理用の箱として出荷し、ヒノキ材は、株式会社櫻井に集成材用のラミナとして出荷し、チップ材は、株式会社クリーンエナジー奈良吉野発電所に未利用材の証明書付きで販売しており、これらを中心に販売を広げて出荷量を増やし、収益を上げていくよう取り組んでいる。」との答弁があり、委員から、そこだけにとどまらず、しっかりと販路の開拓の体制づくりをお願いするとの意見がありました。

本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（吉田雅範）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る九日に行いました議案審議において既に終了しております。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより議第五十号を採決いたします。

お諮りいたします。ただいま総務文教常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よつて本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田雅範）次に日程第二、議第五十一号及び議第五十二号の二議案を議題といたします。

本案につきましては、厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、報告を求めます。厚生建設常任委員会吉田 正委員長。

〔厚生建設常任委員長 吉田 正登壇〕

○厚生建設常任委員長（吉田 正）ただいま議題となりました議第五十一号及び議第五十二号の二議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る、九月九日の本会議において当委員会に付託され、十一日、午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第五十一号 令和二年度五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、予算総額に歳入歳出それぞれ六千六百二十万五千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ四十二億六千六百六十五万五千円とするもので、歳出予算については、五千三百九十七万九千円を介護保険財政調整基金へ積み立て、一千二百二十二万六千円を国庫・県費・支払基金へ返還するもので、歳入として前年度繰越金等を追加して歳入歳出の均衡を図ったもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、今回の補正での積立額と基金の残高をただしたのに対し、「積立額は五千三百九十七万九千円で、基金の残高は四億三千二百六十六万七千二百二十五円となる予定である。」との答弁があり、委員から、積み立てた基金の今後の活用についてただしたのに対し、「介護給付費の急激な上昇に対応し、介護保険料の上昇を抑制するために活用する。」との答弁があり、また、委員から、毎年介護保険についての予算は増加しているかをただしたのに対し、「毎年少しずつ上昇している。」との答弁があり、委員から、基金の取崩しほどの程度かをただしたのに対し、「今年度は約三千万円の取崩しを予定している。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五十二号 令和二年度五條市大塔診療所特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、予算総額に歳入歳出それぞれ二百九十七万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五千九十七万円とするもので、歳出予算については、医師謝礼として報償費百八

十二万円、医療用備品購入費として備品購入費百六十五万円をそれぞれ追加し、派遣医師負担金更正として五十万円を減額し、歳入予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、一般会計からの繰入金を追加し歳入歳出の均衡を図ったもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、診療時間が延びたために費用が追加になったかをただしたのに対し、「当初予算より高い給料基準の医師が派遣されたためである。」との答弁があり、また、委員から、電子カルテの更新時期についてただしたのに対し、「五年ごとに更新が必要で、今年が更新年である。」との答弁があり、委員から、大塔診療所の年間受診人数をただしたのに対し、「令和元年度は一千二百二十二名である。」との答弁があり、委員から、画像診断機器の耐用年数をただしたのに対し、「五年程度である。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、「県域水道一体化に向けた検討状況について」報告を受けた次第であります。
以上、御報告申し上げます。

○議長（吉田雅範）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る九日に行いました議案審議において既に終了しております。

ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本二議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま厚生建設常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本二議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本二議案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田雅範）次に日程第三、委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

決算審査特別委員会で審査中の認第一号から認第九号までの九議案について会議規則第百十一条の規定により、お手元に配布しておりますとおり閉会中継続審査申出書が提出されました。また、決算審査特別委員会から審査の中間報告の申入れがありますので、これを許可いたします。決算審査特別委員会吉田 正委員長。

〔決算審査特別委員長 吉田 正登壇〕

○決算審査特別委員長（吉田 正）ただいま議題となりました、認第一号から認第九号までの九議案につきまして、決算審査特別委員会における審査の経過を御報告申し上げます。

本特別委員会は、九月九日の本会議におきまして、令和元年度の各会計歳入歳出決算について慎重審議を期するため設置され、各議案が本特別委員会に付託されました。

委員には、大谷龍雄議員、山口耕司議員、福塚 実議員、窪 佳秀議員、養田全康議員、伊谷賢司議員、そして私、吉田 正の七名が選任され、本会議終了後に開催されました委員会におきまして、委員長に私、吉田 正が、副委員長に山口耕司委員がそれぞれ互選され、審査に入り、審査日程につきましては、十五日から十七日までの三日間とすること及び審査方法・順序について協議いたしました。

以下、十五日に開会いたしました当委員会での審査の経過について、その概要を報告いたします。

審査の方法は、まず各会計の概要説明の後、総括質問を行い、続いて各会計別に審査を行うこととし、審査の順序は慣例により一般会計の歳出から各款及び項別に個々の説明を省略し、委員の質疑に対して理事者側から答弁を求める方法で審査を進めました。

初めに、総括質問を行いました。

総括質問の概要につきましては、次のとおりであります。

一 シダーアリーナの柔道畳の保管状態についてただしたのに対し、「防災力強化棟の中に保管している。」との答弁があり、委員から、シダーアリーナまでの運搬方法についてただしたのに対し、「フォークリフト等を使用している。」との答弁があり、委員から、畳の敷き込みは誰が行うかをただしたのに対し、「シダーアリーナ入り口までは市側で運搬を行い、敷き込みは利用者側が行う。」との答弁があり、委員から、動線を確保した畳の保管についての所見をただしたのに対し、「敷地内の平坦な空きスペースでの保管を検討する。」との答弁があり、

委員から、保管倉庫等、機敏に対応できる環境づくりの所見についてただしたのに対し、「長期的には防災力強化棟で保管し、万全を期するが、短期保管については今後、安全かつ安価な方法を検討する。」との答弁があり、委員から、適正な保管場所をできるだけ早く実現していただきたいとの意見がありました。

二 来庁者等に対する各施設における新型コロナウイルス感染症対策の現状についてただしたのに対し、「消毒液や飛沫防止シートの設置、非接触体温計を用いた検温の実施、施設内器具等の消毒や部屋の換気等を実施しており、また、啓発ポスターの掲示による注意喚起をしている。」との答弁があり、委員から、サーモグラフィカメラ等の導入についてただしたのに対し、「関係部署と協議をし、設置の要否、設置した場合の場所や運用方法、体制等について検討したい。」との答弁があり、委員から、導入とともに職員の負担を軽減できるような体制づくりを考えていただきたいとの意見がありました。

三 指定管理者制度の方向性についてただしたのに対し、「市の財政負担を軽減し、設置目的を達成することによる市民の福祉の増進及び市民サービスの向上等を念頭に、指定管理業務の内容や運用方法等の精査及び見直し、複数施設一括の指定管理導入等による収支改善を図り、ひいては指定管理料の圧縮につながるよう研究及び検討を重ねていく。」との答弁があり、委員から、財政出動を極力抑える指定管理の在り方をただしたのに対し、「利益を得られるような体制の構築、また、利益を還元できるような形など、今までの枠組みにとられず挑んでいきたい。」との答弁があり、委員から、そのような取組を推し進めていただきたいとの意見がありました。

四 避難所の看板に併設して、ハザードマップを印刷したボードを設置する考えについてただしたのに対し、「看板の設置については、いろいろな条件を勘案し、設置場所を検討してまいる。」との答弁があり、委員から、日々危険性があることを市民の方に理解していただけるように設置し、啓発に努めていただきたいとの意見がありました。

五 コロナ禍の中における税金の未納・滞納についての対策をただしたのに対し、「市税、保険料等について、徴収の猶予・減免制度を設けており、減免により減少した市税収入等は、全額国により補填され、また、上下水道料金は、国からの通知に基づき市独自による徴収の猶予措置を設けている。また、市民に対し制度の周知に努めている。」との答弁があり、委員から、伝え漏れのないようお願いするとの意見がありました。

六 市の障害者雇用率と今後の雇用予定についてただしたのに対し、「平成二十八年度は一・七四パーセント、平成二十九年度は二・一九パーセント、平成三十年度は二・六四パーセント、令和元年度は二・九〇パーセント、令和二年度は会計年度任用職員制度の開始により、一・六

○パーセントとなっているが、今後は法定雇用率の充足が課題であり、募集を継続するとともに、働きやすい労働環境を構築する。」との答弁がありました。

七 小・中学校のいじめ等の子供・保護者への伝え方についてただしたのに対し、「教員は、いじめられたと訴える子供に十分に配慮し、双方から聞き取りをしている。その上で、加害者に指導し、反省を促し、いじめられたと訴える子供に謝罪させる等、学校では組織的にケースバイケースで判断し、最善の方法で対応している。」との答弁があり、委員から、お互いに打ち解けあえるようにしてあげてほしいとの意見がありました。

八 上野公園付近のひまわり園に菜の花を植えることについてただしたのに対し、「今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ひまわり園を中止し、代わりに菜の花の植栽を行い、就労支援施設の利用者に作業をしてもらう計画をしている。」との答弁があり、委員から、各団体に対する委託料の支払いをただしたのに対し、「どの団体にも作業に見合った委託料を公平に支払う。」との答弁がありました。

九 大塔町の事業に参画する団体についてただしたのに対し、「大塔福祉ふれあいの会、社会福祉法人五條市社会福祉事業団大塔ライフハウス、NPO法人五新線再生推進会議等がある。」との答弁があり、委員から、公金が投入されている団体についてただしたのに対し、「社会福祉法人五條市社会福祉事業団大塔ライフハウスである。」との答弁があり、委員から、その立ち上げにかかった金額と現在の状況をただしたのに対し、「本年四月に立ち上げ、六百万円の補助金を予算化している。」との答弁があり、委員から、五條市地域商社株式会社及び五條市森林組合に公金が投入されているかをただしたのに対し、「五條市地域商社株式会社を設立し、国の地域再生計画の認定を受け、産業創出の推進事業に対し七百万円及びホームページ作成等事業に四百万円を予算化している。また、五條市森林組合へは、百八十二万八千円を支出している。」との答弁があり、委員から、ホームページの作成に四百万円がかかることをただしたのに対し、「一〇〇パーセント国庫支出金である新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しており、五條市商業活性化PR事業、市内業者へのヒアリング、地域資源の調査及びマーケティングの計画等を含んでいる。」との答弁があり、委員から、交付金の全てを新型コロナウイルス感染症対策に使わないことは、市民に納得していただけないのではないかとの意見がありました。

十 元職員の勤務態度についてただしたのに対し、「元職員に関し、選挙活動、職務専念義務等についての相談があった。」との答弁があり、委員から、市民からのクレームや、子供たちが子どもサポートセンターへ行きづらい状況の報告が教育委員会に届いた上で、その職員の人事評価をしていたかをただしたのに対し、「当時、人事評価制度は確立しておらず、そのようなことがあったのであれば非常に遺憾である。」

との答弁があり、委員から、今後このようなことがないよう適正な職員の配置を考えてほしいとの意見がありました。

十一 学校適正化に伴う通学路の整備についてただしたのに対し、「昨年度に、旧野原中学校区の生徒については、通学路の安全確認を中学校、五條警察署及び教育委員会事務局で実施するとともに、通学路注意等の安全啓発看板を設置した。今年度は、五條小学校付近から五條中学校までの通学路にグリーンベルトや車両の誘導線を引き、歩行者と自動車及び自転車等の動線分離等の整備を行い、五條中学校前の市道には速度抑制用の外側線を引き、通学する生徒の安全確保を図った。また、ソフト面では、通学する生徒の安全確保のための立哨を実施し、東浄川西側の駐車場を利用する職員へも随時、注意喚起を行っている。」との答弁があり、委員から、通学路の問題点をただしたのに対し、「広範囲であるため巡視に時間がかかること及び朝の立哨等による負担が増えている。」との答弁があり、委員から、スクールバスの現状に問題点があるかをただしたのに対し、「現在のところ特に問題はない。」との答弁があり、委員から、五條中学校校門付近の自動車待機エリアについてただしたのに対し、「以前から自家用車で送迎が行われているため、対応できるようにした。」との答弁があり、委員から、自動車待機エリアの役割を学校と協議していただき、学校適正化に関する課題に真摯な対応をお願いするとの意見がありました。

十二 インフルエンザ予防のワクチン接種に伴う市の補助金についてただしたのに対し、「予防接種法に基づく定期接種として、六十五歳以上の方、また、六十歳以上六十五歳未満の慢性高度心臓病、腎臓病、呼吸器機能不全の疾患のある方に対し、自己負担額は一千五百円で、残額を市が補助している。」との答弁があり、委員から、昨年度に補助金を支出した人数をただしたのに対し、「六千百三十二名である。」との答弁があり、委員から、新型コロナウイルス感染症に関し、市の補助金を活用することについてただしたのに対し、「本年九月九日に全国市長会から厚生労働大臣に対し、インフルエンザ予防のワクチンの十分な数量確保と接種の早期実現についての要望を行い、本市ではインフルエンザの予防接種を、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、六十五歳以上の高齢者の方の自己負担額の無償化に取り組んでいきたい。」との答弁があり、委員から、インフルエンザ予防のワクチンの準備時期を逸しないようにお願いするとの意見がありました。

十三 田園地区内の歩道・緑道の調査及び補修についてただしたのに対し、「歩道は、職員による目視調査を実施し、通学路にも指定されているため、教育委員会事務局と連携を図り歩道改修を進めている。緑道は、低高木の剪定業務委託を行い、市民の方からの通報に基づき、簡易なものについては職員が対応している。」との答弁があり、委員から、住民の方は大変喜んでいられるとの意見がありました。また、委員から、五條土木事務所との連携についてただしたのに対し、「歩道は予算の範囲内で補修をし、緑道は相当経年劣化しているので調査し、今後も良

好な住環境の確保のため、五條土木事務所と連携し補修に努めてまいります。」との答弁がありました。

十四 移動手段が困難な状況にある方のPCR検査受診に対する施策についてただしたのに対し、「基本的には所轄の保健所が対応するが、緊急、重症の場合は救急対応となり、移動手段が困難な状況にある方への対応は、市としての課題と認識しており、交通事業者や感染症専門医等の御意見をいただき、他市の事例等も参考にし、調査、研究を進める。」との答弁があり、委員から、前向きな答弁に感謝するとの意見がありました。また、委員から、感染の有無を判定するための受診に関しての早急な対策についてただしたのに対し、「市民の安心・安全を守るため、予測し対応する。また、五條市、御所市、葛城市を一つのエリアとして、連携を取り検討し、奈良県市長会に提案をしたい。」との答弁があり、委員から、PCR検査を希望する受診者に対し、各市町村が連携をとって対応していただきたいとの意見がありました。

十五 水道事業の統合化について、市が県から聞いている見解をただしたのに対し、「県水道局と二十八事業体で検討会を開催し、災害時のバックアップ等の検討や水道管の連結による相互融通方策を進めており、今後覚書締結後に十分検討する。」との答弁があり、委員から、十一の中小規模の浄水場を削減する費用が含まれているかについてただしたのに対し、「第一回水道サミットの資料に、削減費用も含まれているとの記載がある。」との答弁があり、委員から、広域化の事業全体が国の採択にかなうかをただしたのに対し、「生活基盤施設耐震化等交付金として、広域化事業交付金は、広域化に伴う補助金であり、運営基盤強化等交付金は、広域化の交付金と同額の交付金が交付され、広域化に伴わない各事業での水道管の更新等に活用ができ、また、事業統合後向こう十年以内に活用するよう国から指示を受けている。」との答弁があり、委員から、送配水施設の集約については、奈良県全体かをただしたのに対し、「奈良県全体で、五條市も大淀町からの水融通も構想に入っている。」との答弁があり、委員から、水道料金についてただしたのに対し、「事業統合後水道料金は統一となり、令和三十年年度までのシミュレーションでは投資抑制の効果が現れている。」との答弁があり、委員から、覚書等についてただしたのに対し、「覚書の締結については、議会の議決は必要としないが、方針としては水道企業が令和七年度から経営を行い、組織体制は、企業団の意思決定機関として企業団議会及び運営に関する予算決算の重要事項の協議を行う運営協議会をそれぞれ設置する予定である。」との答弁があり、委員から、覚書を締結しても賛成できないとの意見がありました。

十六 上流のダムの緊急放流防止対策についてただしたのに対し、「政府は、既存のダムの洪水調整機能強化に向けた検討会議を開催し基本方針を示した。国土交通省は既存のダムの有効貯水容量を、洪水調整に最大限活用できるよう国土交通省所管ダム及び利水ダムを対象に事前放流ガイドラインを示している。五條市は、令和二年五月二十九日付で国土交通省が管理する大滝ダムを含めた紀の川水系五ダムの利水者、河

川管理者、施設管理者の合意の下、協定を締結し、今年の出水期からは事前に水位を下げる洪水調整機能の強化運用を実施しており、また、紀の川ダム統合管理事務所は下流の被害軽減のため、上流の各ダムの連携や河道整備に合わせた大滝ダムの運用変更等、さらなるダムの効果向上に努める。」との答弁があり、委員から、大迫ダム及び津風呂ダムの耐震照査についてただしたのに対し、「国土交通省が所管する大滝ダムは、平成二十五年度に実施済みで耐震上の問題はないと確認されている。また、農林水産省所管の津風呂ダムは、平成二十九年度から実施し令和二年度に完了予定であり、また、大迫ダムは平成二十七年から実施し令和三年度に完了予定であるが、津風呂ダム及び大迫ダムについては、有識者の意見を聴取する安定性評価委員会が、新型コロナウイルス感染症の影響により開催できていない。」との答弁がありました。

十七 新型コロナウイルス感染症対策実施事業については、「特別定額給付金事業については、申請の受付を八月二十五日で終了し、世帯数による申請率は九九・五パーセントである。また、新生児向け特別定額給付金事業については、対象となる三十一世帯に対し申請用紙を送付し、九月十日現在で十二世帯の申請を受理し、十月一日から支給予定である。」「子育て世帯への臨時特別給付金事業については、一般の方は六月十九日に支給済みで、対象は一千四百四世帯、対象児童は二千四百十七人で、支給額は二千四百十七万円であり、公務員の方は、九月十日現在の申請者は百七十七件、対象児童は三百二十二名、支給予定額は三百二十二万円であり、また、高校生以下の子供に対する図書カードの支給については、九月末までに支給予定であり、対象者は三千四百五十三名、支給予定額は、一千七百二十六万五千円である。」「学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援については、三密を回避し児童一人一人に合った、よりきめ細やかな対応を実現するため、学習支援員等の配置を行うもので、現在、募集を行っている。また、スクールサポーターの報酬追加については、夏季休業期間が短縮となり、八月の授業日数が増加したためである。」「五條市お店応援クーポン券事業については、十月中旬頃から参加店舗で利用可能となる予定であり、参加店舗は八月三十一日現在二百三店舗で、引き続き募集している。また、ごみ分別詳細看板製作事業については、一千五百枚を作成し、エコ・リレーセンターごじょうの職員が、各自治会長に配布する予定である。また、中小企業等事業者支援交付金事業については、交付率は約六七パーセントである。」「ごみ収集時及び集会所等における感染防止対策事業については、A2サイズの感染症予防啓発ポスターを約八百枚作成する予定である。」「五條市タクシーによる買物等外出代行支援助成金事業については、市のホームページ及び広報五條臨時号で周知を行い、八月の利用実績は、五條二見交通株式会社が二件及び株式会社野原タクシーが三件である。また、コミュニティバス、デマンド型乗り合いタクシー等の運賃無償化事業についても、市ホームページ及び広報五條臨時号で周知を行い、また、ICカードチャ

ージ券による路線バス利用促進事業については、九月十四日現在の申請件数は十一件十七名分である。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け内定の取消しや雇止めになった方への支援事業については、九月一日現在で二名を採用し、引き続き応募状況等確認の上、さらに二名程度の採用予定である。」とそれぞれ答弁があり、委員から、ごみ分別詳細看板の大きさと材質をただしたのに対し、「大きさは、縦六百ミリ、横九百ミリ、厚さ三ミリで、材質はアルミ複合板である。」との答弁があり、委員から、五條市お店応援クーポン券の参加店舗の申請期間をただしたのに対し、「令和三年一月二十九日までである。」との答弁があり、委員から、できるだけ多くのお店で、多くの方が利用できるよう、頑張っていたいただきたいとの意見がありました。また、委員から、五條市お店応援クーポン券や図書カードの郵送方法をただしたのに対し、「簡易書留で郵送する。」との答弁がありました。

十八 五條市のホームページシェア機能活用の取組についてただしたのに対し、「市民の皆様にも有効な情報をより早く、また、多くの方に知っていただけの大変効果のある手段であり、全庁的に職員に対し周知及び助言を行っている。」との答弁があり、委員から、起案用紙にシェアの項目を加え、各課で再度認識を持つて取り組み、全国、世界に発信していただきたいとの意見がありました。

十九 職員の人事異動に伴う引継ぎについてただしたのに対し、「所定の引継書に基づき、担当の事務内容や懸案事項等を記載し、引継ぎを行う者と引き継ぐ者双方で確認の上、その後所属長の確認を得ている。また、前任者に確認・助言等を得ながら職務を遂行している。」との答弁がありました。

二十 情報システムの管理についてただしたのに対し、「企業会計のもの等を除き約六十のシステムがあり、令和元年度決算で約一億六千四百万円である。」との答弁があり、委員から、自治体クラウドの利用についてただしたのに対し、「基幹系システムである住民情報システムは、他市町村と共同でクラウドを設けて運用することは可能である。」との答弁があり、委員から、他の自治体との共同運用に向けての取組をただしたのに対し、「自治体クラウドへの参画について大いに協議及び検討した経緯はあったが、共同で実施するより市単独の方にメリットがあったので、参画しなかった。今後精査しながら、より良いシステムをより安価に導入できるよう取り組んでまいりたい。」との答弁があり、委員から、市民に快適で高セキュリティなシステムの構築を新庁舎竣工に合わせ更新できるように、システムのクラウド化を進めていただきたいとの意見がありました。

二十一 五條市立中央公民館、五條市市民会館の耐震診断結果についての進捗と現況をただしたのに対し、「診断結果及び今後の施設の方針について建築及び構造の専門家を迎えた検討委員会を本年二月に設置したが延期となり、七月十五日に第一回検討委員会を開催し、耐震診断の

結果等について確認・議論を行った。」との答弁があり、委員から、委員会を何回開催すれば結果が出るかをただしたのに対し、「本年十一月には取りまとめる予定をしている。」との答弁があり、委員から、耐震診断の結果、耐震性能が不十分であれば、耐震補強をしなければならず、予算の時期も見据え、判断を明確にすべきではないかとただしたのに対し、「検討委員会の検討結果を踏まえて協議し、最終的な判断をしてみたい。」との答弁があり、委員から、利用頻度の高い施設であり、市民の立場に立って考え、市民の安全な利用のためにも早急に示していただきたいとの意見がありました。

二十二 エコ・リレーセンターごじょう建設に伴う周辺地域振興整備事業の進捗及び今後の対応についてただしたのに対し、「ごみ中継施設周辺地域振興整備事業については、交付金事業の進捗率は約九六パーセントであり、残りは水路改修工事の続きで、間もなく竣工予定である。また、道路修繕等事業は、集落内の幹線道路から修繕を行っている。五條市の財政、全体的な流れから今後の進捗は遅れる。しかし、約束は、行政として責任を持って履行する義務があり、時間はかかるが優先順位を付け、できる部分から取り組んでいく。また、今後も含めて周辺整備事業については、条件付きではなく、優先順位をつけ進めてまいる。」との答弁があり、委員から、答弁の言葉を聞き安心したとの意見がありました。

以上、午後三時十四分に総括質問が終了し、午後三時二十七分に各会計別の審査を再開しました。

初めに、一般会計の歳出についてであります。

議会費については質疑がありませんでした。

次に、総務費についてであります。

一 文書費委託料の不用額についてただしたのに対し、「書類細断業務は、各事業者とのヒアリングに時間を要し、九月からの予算執行となつたためであり、また、文書溶解等処分業務は、入札による請負金額が当初の見積金額の半額以下となったためである。」との答弁がありました。

二 広報費印刷製本費について広報五條を印刷する一ページ当たりの単価をただしたのに対し、「令和元年度は一・四九円、令和二年度は一・一五円である。」との答弁がありました。

三 広報紙等戸別配布業務委託料について何件かをただしたのに対し、「令和元年四月時点で二千三百五十五件、令和二年三月時点で二千四百四十五件であり、毎年微増している。」との答弁がありました。

- 四 P C B 廃棄物処理委託料について、発生場所等をただしたのに対し、「五條市役所、五條市市民会館、五條中学校、五條小学校、野原小学校、阪合部小学校、旧学校給食センター、旧宗松公民館及び旧中央体育館であり、高濃度の P C B 廃棄物処理は完了したが、低濃度 P C B 廃棄物処理が残っており、来年度から処分予定である。」との答弁があり、委員から、処分場所をただしたのに対し、「北九州 P C B 処理事業所である。」との答弁があり、委員から、処分する期限をただしたのに対し、「高濃度 P C B については令和二年度末であり、低濃度 P C B については令和八年度末である。」との答弁がありました。
- 五 ふるさと五條市応援寄附金業務委託料について、寄附金から返戻品等に要した経費を差し引いた金額をただしたのに対し、「二千九百二十五万三千八百円である。」との答弁がありました。
- 六 五條市 U I J ターン住宅取得補助金についてただしたのに対し、「五條市に転入かつ五條市で住宅を取得した方が対象である。」との答弁があり、委員から、分析はしているかをただしたのに対し、「五年間の実績は、今年度分析予定である。」との答弁があり、委員から、環境の良い五條市をしっかりとアピールしていただきたいとの意見がありました。
- 七 観光・防災 W i e F i ステーション整備委託料について、設置している施設及び防災等に関わる業務内容をただしたのに対し、「まちなみ伝承館、まちや館、大野屋、上野公園、大塔支所、西吉野支所、星のくに、保健福祉センター、五條市観光交流センター及び五條中央公園の十箇所、業務内容については、既設の観光・防災 W i e F i アクセスポイント及び承認システムについての保守点検業務、アクセスポイントの死活監視、故障時の現場対応や遠隔サポート、月単位の利用状況履歴作成等を行っている。」との答弁がありました。
- 八 自治体情報セキュリティクラウド運営業務委託料について運用方法をただしたのに対し、「総務省セキュリティ強化対策事業として、平成二十八年度に L G W A N とインターネットを分離した際、インターネットの出口を奈良県で一つに集約し、その接続点に奈良県がセキュリティクラウドを構築し、二十四時間三百六十五日、不審な通信やメールを監視及びブロックしている。」との答弁がありました。
- 九 ドライブレコーダー導入促進事業補助金についてただしたのに対し、「令和元年度で終了した。」との答弁があり、委員から、申請件数をただしたのに対し、「五年間で一千二百五十件である。」との答弁があり、委員から、防犯への協力体制についてただしたのに対し、「申請時に同意書を提出いただいており、警察から要請があれば協力していただく。」との答弁がありました。
- 十 ふるさと五條市応援基金積立金についてただしたのに対し、「会計処理の関係により、令和元年度の寄附金と、平成三十年度の寄附金の残額と利息を合わせて積み立てしている。」との答弁がありました。

以上、午後四時五分に終了し、延会となりました。

十六日、午前十時に各会計別の審査を再開しました。

初めに、民生費についてであります。

十一 花咲寮整備事業費の施設用備品購入費の不用額についてただしたのに対し、「入札における差金である。」との答弁があり、委員から、事務用品のメーカー選定についてただしたのに対し、「一般的なメーカーを選定した。」との答弁があり、委員から、旧設備品の転用についてただしたのに対し、「介護用品等は、利用できる物については、ほとんどを転用した。」との答弁がありました。

十二 婚活支援事業委託料についてただしたのに対し、「婚活イベントを五條市社会福祉協議会に委託していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、直前に中止を決定したため費用が発生した。」との答弁があり、委員から、会場についてただしたのに対し、「昼食会場はばあくを、マッチング会場は町屋カフェゆるりを予定していた。」との答弁がありました。

十三 ひとり親家庭福祉費扶助費についてただしたのに対し、「母子生活支援施設措置費等を計上していたが、退所世帯が出たため、不用額が発生した。」との答弁がありました。

十四 自立支援相談業務委託料の契約内容についてただしたのに対し、「毎年契約を更新し、障害者の退院支援プログラム、精神障害者の自立意欲向上プログラム及び精神障害者の在宅生活プログラム等に支援するものである。」との答弁があり、委員から、利用人数をただしたのに対し、「百八十人である。」との答弁がありました。

十五 行旅人旅費等援護費についてただしたのに対し、「住所不定者が来庁した際に、五百円を貸し付けており、また亡くなった際の費用も含まれている。」との答弁がありました。

十六 生活扶助費について人数と世帯数をただしたのに対し、「令和二年三月末時点で被保護者数は三百七十五人、二百九十九世帯である。」との答弁があり、委員から、医療扶助費の人数と世帯数についてただしたのに対し、「年間月平均三百四十五人、二百八十三世帯である。」との答弁があり、委員から、介護扶助費の人数と世帯数についてただしたのに対し、「年間月平均九十三人、九十世帯である。」との答弁があり、委員から、就労自立給付金についてただしたのに対し、「安定した職業に就いたことにより、生活保護を必要としなくなった者に対して支給するもので、実績は一人である。」との答弁がありました。

十七 災害救助援護費についてただしたのに対し、「災害弔慰金の支給等に関する条例及び五條市災害見舞金交付要綱に基づき支給するもので

ある。」との答弁がありました。

次に、衛生費についてであります。

十八 診療所費についてただしたのに対し、「初診料は市内、市外に違いはない。」との答弁があり、委員から、市外から受診される方の居住地域についてただしたのに対し、「橋本市、大淀町、御所市等の近隣である。」との答弁がありました。

十九 スズメバチ駆除費補助金についてただしたのに対し、「四十三件の申請があり、二十七万七千五百円を支出している。」との答弁があり、委員から、速やかに紹介できる市民サービスを心がけていただきたいとの意見がありました。

二十 斎場費修繕料についてただしたのに対し、「告別式自動扉エンジンコントローラーの取替修繕及び一号炉の火葬炉再燃炉耐火修繕等である。」との答弁があり、委員から、斎場につながる道路の補修についてただしたのに対し、「公園緑地課が所管しており、現地確認の上、修繕を進めてまいりたい。」との答弁がありました。

二十一 水道事業繰出金についてただしたのに対し、「生活環境課からの繰出金と、繰出金以外に危機管理課からの消火水源維持管理負担金がある。」との答弁があり、委員から、財政当局への要望についてただしたのに対し、「繰出基準内になるものは、統合後もお願いし、そのほか基準外になるものについても、当局の事情を考慮いただき、引き続きお願いする。」との答弁がありました。

二十二 空き家再生等推進事業の不用額についてただしたのに対し、「老朽危険空き家等事業補助金を年間六件の見込みで三百万円を予算計上していたが、実績が三件となったための差額等である。」との答弁があり、委員から、除却事業の基準についてただしたのに対し、「建築士同行の調査により補助対象の判定を行うが、一定の所得を超える方は対象外となる等の条件がある。」との答弁がありました。

二十三 刈草等たい肥化業務委託料についてただしたのに対し、「刈草たい肥については百三十五トン进行处理しており、約八十八万円経費が削減されている。」との答弁があり、委員から、エコ・リレーセンターのごじょうとやまとクリーンパークのごみの持込み手数料についてただしたのに対し、「どちらも同額である。」との答弁がありました。

二十四 弁護士訴訟着手金についてただしたのに対し、「二見地区周辺環境整備事業について、吉野町に負担を求める調停に関する着手金である。」との答弁があり、委員から、調停の結果についてただしたのに対し、「現在手続き中で、第一回調停が本年十月に開催される予定である。」との答弁がありました。

次に、農林業費についてであります。

二十五 ため池簡易氾濫解析業務委託料の業務内容についてただしたのに対し、「農村地域防災・減災事業で市内のため池の危険度を調査しており、百六十七箇所を防災重点ため池に指定している。」との答弁があり、委員から、ため池の数についてただしたのに対し、「農業用ため池が四百八十二箇所あるが、そのうち三百八十一箇所の届出がある。」との答弁がありました。

二十六 ジビエール五條PR商品開発業務委託料の開発商品についてただしたのに対し、「カレー、餃子、セーム皮及び燻製である。」との答弁があり、委員から、実質の売上げについてただしたのに対し、「二千三十二万五千八百三十三円である。」との答弁があり、委員から、利益についてただしたのに対し、「数百万円の赤字である。」との答弁があり、委員から、今後は収益を明確にした上で、取り組んでいただきたいとの意見がありました。

二十七 (仮称)木質チップ生産施設整備事業費についてただしたのに対し、「委託料、工事請負費及び備品購入費等、合計約一億三千八百万円である。」との答弁があり、委員から、年間の売上額についてただしたのに対し、「二千九百六十万円を見込んでいる。」との答弁があり、委員から、機械の減価償却等、計画性をもって対応していただきたいとの意見がありました。

次に、商工費についてであります。

二十八 五條市観光PR事業委託料と観光イメージアップ事業委託料についてただしたのに対し、「五條市観光PR事業委託料については、五條市出身の女優、尾野真千子さんを起用し五條市観光PRポスターを五千枚作成し、県内の各道の駅、東京まほろば館や全国にいる五條市が主催するイベントの参加者等に配布して掲示していただいている。また、五條市観光イメージアップ事業委託料については、JR五条駅前の観光案内所の運営業務や市内外のイベント開催時に、ゴーカスターの着ぐるみを活用し五條市のPRをするとともに、フェイスブック、ホームページ等で五條市の情報発信を行っている。」との答弁がありました。

二十九 自転車観光促進事業委託料についてただしたのに対し、「自転車の貸出し実績は、年間二百三十九台である。」との答弁があり、委員から、いろいろな企画を展開していただきたいとの意見がありました。

三十 きずみ館費についてただしたのに対し、「きずみ館は現在休館中であるが、消防法により電気の利用を停止できないため光熱費が発生し、また、消防設備点検等にも経費が発生している。今後、五條市地域・産業ブランド推進協議会において運営の見直しを行い、財政状況を勘案し、五條市地域商社株式会社を交え五條市南部の観光資源を再検証し、収益体制を構築した上で、西吉野の拠点施設となるよう取り組んでまいる。」との答弁がありました。

三十一 プレミアム付商品券負担金の不用額の要因についてただしたのに対し、「対象人数に対して実際に購入された方が少なく、商品券を購入する手間や購入するために現金を用意する必要があること等が要因である。」との答弁があり、また、委員から、この事業の印刷製本費についてただしたのに対し、「市内業者から徴取した見積書を基に予定価格を設定し、一冊当たり約百二十二円で依頼した。」との答弁があり、委員から、不落随契に至ってしまった予定価格の設定についてただしたのに対し、「お盆休みと重なり、また、市外の業者は他の特殊印刷を受注済みであり、見積りをお願いしたが用意ができなかったため、市内の業者一者の見積りを基に予定価格を設定した。」との答弁があり、委員から、他市町の一冊当たりの単価についてただしたのに対し、「宇陀市が約百六十二円、葛城市が約九十二円、御所市が約六十七円、吉野町が約百三十四円である。」との答弁があり、委員から、適正な単価であるかを業者にに対し、聞き取りを行ったかをただしたのに対し、「用紙が特殊で、在庫の確保も困難であり、他の協力会社も受注した仕事がたくさんあり、さらに納入期限が非常に差し迫った状態であったため、価格の高騰は避けられなかったとの聞き取り結果であった。」との答弁があり、委員から、この業者は、逮捕、起訴された四業者と関連性があり、現在は入札と物品調達を控えている状態であることも踏まえ、しっかりと検証していただきたいとの意見がありました。

次に、土木費についてであります。

三十二 道路維持費についてただしたのに対し、「不用額は入札による請負差金である。」との答弁があり、委員から、その差金で他の道路修繕は行えなかったかをただしたのに対し、「簡易な修繕箇所についてはすぐに対応しているが、大きな修繕箇所については、入札が必要となり、しっかりと計画を立てた上で、次年度以降において予算化していきたい。」との答弁があり、委員から、できる限り市民の要望に応えた予算執行の在り方と、職員配置等の検討をお願いしたいとの意見がありました。

三十三 街路樹維持管理業務委託料についてただしたのに対し、「田園地区を始め七箇所で開催している。」との答弁があり、委員から、除草作業の経費削減についてただしたのに対し、「京奈和自動車道五條西インターチェンジ付近で、大塔町の林産物加工施設で加工した木質チップを敷き詰めることによる雑草対策の実証実験をしており、美観・景観、安全性、住環境性等を検討した上で、除草作業の経費削減をしています。」との答弁があり、委員から、木質チップや防草シート等の効果を見極め、経費削減に努めていただきたいとの意見がありました。

三十四 橋梁新設改良費の今後の工事箇所数についてただしたのに対し、「橋梁改修工事箇所は、五年に一度の点検により四十七箇所である。」との答弁がありました。

三十五 体育用備品運搬業務委託料についてただしたのに対し、「柔道大会に伴い柔道畳をシダーアリーナに搬入し、柔道大会終了後に搬出す

る業務を、一大会当たり約十一万円でフォークリフト等を使用した運搬を依頼している。」との答弁があり、委員から、柔道畳のシダーアリーナの内部での保管についてただしたのに対し、「消防法の規定により可燃物の保管については制限があるので、シダーアリーナの外部に保管場所を検討し、運搬費用の低減に努めてまいる。」との答弁があり、委員から、計画的な経費削減をお願いするとの意見がありました。

三十六 大相撲地方巡業招致事業負担金についてただしたのに対し、「大相撲五條場所実行委員会事務局から決算書が提出されている。」との答弁があり、委員から、決算書を閲覧したいとの意見がありました。

三十七 五條市スポーツ・文化合宿支援事業補助金についてただしたのに対し、「東淀川高等学校のバスケットボール部、岐阜第一高等学校の卓球部及び五條高等学校の卓球部の三件である。」との答弁がありました。

次に、消防費についてであります。

三十八 非常備消防費消耗品費についてただしたのに対し、「主なものは、消防団員の制服、活動服である。」との答弁があり、委員から、他市との価格の比較についてただしたのに対し、「他市の方が安価の場合が多い。」との答弁があり、委員から、見積りを徴取した業者についてただしたのに対し、「市内の四業者である。」との答弁があり、委員から、不落随契の原因についてただしたのに対し、「一回目の入札で予定価格を下回る業者がなく、再入札をしても予定価格を下回る業者がなく、結果として予定価格に近い業者から見積りを徴取し、予定価格以下になったので随意契約を行った。」との答弁があり、委員から、予算執行の在り方について大変疑問があり、予定価格の設定も、前年度の落札価格を参考にしたにも関わらず、一回の入札で終わらず、最終的に三回の入札を執行しても不落随契に至っている中で入札参加者は、五條市のシダーアリーナの談合事件に関わった業者が多数参加していることも含め、決算については認定できないとの意見がありました。

次に、教育費についてであります。

三十九 幼小中学生ボランティア活動推進事業委託料の活動内容についてただしたのに対し、「幼稚園が二園、小学校が八校、中学校が四校の合計十四校・園の花壇で花を育てている。」との答弁がありました。

四十 五條文化博物館費についてただしたのに対し、「現在指定管理者を公募し、来年度から指定管理を行う予定であり、電話での問合せが数件あり、また、仕様書を受け取りに来た団体が一件ある。」との答弁がありました。

四十一 賀名生の里資料館費についてただしたのに対し、「指定管理の期間は令和元年度から令和三年度までであり、今後も指定管理者が管理する予定である。」との答弁がありました。

災害復旧費、公債費及び予備費については質疑がありませんでした。

次に、一般会計歳入についての審査を行いました。

四十二 地方交付税の合併算定替による縮減額についてただしたのに対し、「令和元年度における決算額は、前年度と比較して約五千七百五十万七千円の減額である。」との答弁がありました。

四十三 上野公園使用料の請求についてただしたのに対し、「現在は、畳の使用料等についても使用期間に応じ、適切に請求している。」との答弁がありました。

引き続き、各特別会計についての審査を行いました。

初めに国民健康保険特別会計についてであります。

一 一般被保険者国民健康保険税についてただしたのに対し、「介護納付金分及び後期高齢者支援金分については、納付された金額が全額入っている。」との答弁があり、委員から、会計法上問題ないかをただしたのに対し、「国民健康保険税を納税していただき、その後、市が奈良県に納付して、奈良県を通じ介護保険または後期高齢者支援金として交付されるので、会計法上問題ない。」との答弁がありました。

次に、介護保険特別会計についてであります。

一 国民健康保険税で徴収した介護保険料が、奈良県から介護保険特別会計に交付されることについてただしたのに対し、「支払基金交付金の現年度分介護給付費負担金に反映されている。」との答弁がありました。

大塔診療所特別会計及び農業集落排水事業特別会計については質疑がありませんでした。

次に、後期高齢者医療特別会計についてであります。

一 奈良県から交付される後期高齢者支援金についてただしたのに対し、「交付金は奈良県後期高齢者医療広域連合に入金される。」との答弁がありました。

次に、財産に関する調書については質疑がありませんでした。

次に、企業会計についてであります。

始めに、下水道事業会計については質疑がありませんでした。

次に、水道事業会計についてであります。

一 純利益についてただしたのに対し、「純利益は三千九百四十四万三千三百九十九円である。」との答弁があり、委員から、積立金をただしたのに対し、「減債積立金一億六千九百五十五万八千円及び建設改良積立金三千三百六十五万九千七百八十四円であり、合計二億三百二十一万七千七百八十四円である。」との答弁があり、委員から、住宅開発時の前受金の残額についてただしたのに対し、「田園地区分については、給水分担金が一千五百十七万円で、エルベタウン地区分については、負担金が九千五百二十三万八千九百六十六円、北宇智工業団地分については、負担金が五千九百五十二万三千八百十円である。」との答弁があり、委員から、石綿管の交換の進捗状況についてただしたのに対し、「石綿管の総延長は約六キロメートルであるが、現在もほぼそのままである。」との答弁がありました。

以上が審査の概要であり、質疑終了後、意見調整のため暫時休憩となりました。再開後、委員から、付託された認第一号令和元年度五條市一般会計歳入歳出決算認定についてはほか八議案の各会計決算認定については、入札事務等の執行について慎重審査を期するため、引き続き審査が必要であると閉会中の継続審査の動議がありました。

この動議について、質疑を行い、討論を省略して、採決の結果、本件は、全員一致をもって閉会中の継続審査とすることに決しました。なお、委員長の挨拶では、「付託された各議案は、当委員会において閉会中の継続審査とすべきものと決したが、審査の過程において委員各位から出された御意見、御提言等を踏まえ、今後の行政運営に十分反映していただくようお願いする。」との御提言がありました。

本委員会の審査日程は、十七日までとなっておりますが、十六日の審査終了後、閉会中の継続審査となりました。以上、決算審査特別委員会の中間報告とします。

○議長（吉田雅範）報告が終わりました。

ただいまの決算審査特別委員会委員長の審査の中間報告に対する質疑に入ります。――。質疑を終わります。お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

お諮りいたします。決算審査特別委員会委員長からの申出のとおり、閉会中継続審査とすることに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本件は決算審査特別委員会委員長からの申出のとおり、閉会中継続審査とすることに決しました。

○議長（吉田雅範）トイレ休憩のため、十一時三十分まで休憩いたします。

午前十一時十六分休憩に入る

午前十一時二十八分再開

○議長（吉田雅範）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

現在の出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第四、同第一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）同第一号 五條市教育委員会委員の任命について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程をいただきました同第一号、五條市教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

五條市教育委員会委員のうち寒川英明委員の任期が、令和二年十二月十九日をもって満了となるため、その後任を任命するに当たり、議会の同意を求めるところであります。

お手元にお配りしておりますように、同氏の再任をお願いいたく存じます。

寒川英明氏は、皆様も御存じのとおり、現在、教育委員会委員として五條市教育の発展のため、御尽力をいただいているところであります。また、学校医をされており、医師という職業を通じ、児童・生徒及び教職員の健康保持増進を図っていただいております。

人格は高潔で、教育、学術及び文化に関して識見を有しておられ、教育委員として適任者であります。

議員各位には、御理解をいただきまして、御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより同第一号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（吉田雅範）次に日程第五、同第二号から第二十号までの十九議案を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）同第二号 五條市農業委員会委員の任命について。

同第 三号 五條市農業委員会委員の任命について。

同第 四号 五條市農業委員会委員の任命について。

同第 五号 五條市農業委員会委員の任命について。

同第 六号 五條市農業委員会委員の任命について。

同第 七号 五條市農業委員会委員の任命について。

同第 八号 五條市農業委員会委員の任命について。

- 同第九号 五條市農業委員会委員の任命について。
- 同第十号 五條市農業委員会委員の任命について。
- 同第十一号 五條市農業委員会委員の任命について。
- 同第十二号 五條市農業委員会委員の任命について。
- 同第十三号 五條市農業委員会委員の任命について。
- 同第十四号 五條市農業委員会委員の任命について。
- 同第十五号 五條市農業委員会委員の任命について。
- 同第十六号 五條市農業委員会委員の任命について。
- 同第十七号 五條市農業委員会委員の任命について。
- 同第十八号 五條市農業委員会委員の任命について。
- 同第十九号 五條市農業委員会委員の任命について。
- 同第二十号 五條市農業委員会委員の任命について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程をいただきました同第二号から同第二十号までの十九議案につきまして、いずれも五條市農業委員会委員の任命についてでありますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

五條市農業委員会委員十九名の任期が令和二年十一月二十六日をもって満了するため、その後任を任命するに当たり、議会の同意を求めらるものであります。

お手元の名簿を御覧いただきたいと思います。

同第二号は、新宅一也氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は本市の農業委員会会長として農業に関する広い見識を有しております。

次に、同第三号は、栗本恵司氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は自営で農業をされており、地域農業の発展、また、農地保全のため御尽力をいただいております。

次に、同第四号は、磯田幸一郎氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は自営で農業をされており、地域の農業発展のため御尽力をいただいております。

次に、同第五号は、井上伸浩氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は本市の農業委員会委員として、地域の農地の維持管理、農業後継者の育成、野生鳥獣被害対策に御尽力をいただいております。

次に、同第六号は、鶴田和恵氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は本市の農業委員会委員として、また奈良県指導農業士としても広い見識を持ち、女性の視点から御活躍いただける方であります。

次に、同第七号は、泉澤光生氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は自営で農業をされており、地域農業、畜産業の発展、また、農地保全のため御尽力をいただいております。

次に、同第八号は、辰己清史氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は自営で農業をされており、地域の柿・桃の振興、また、農地保全のため御尽力をいただいております。

次に、同第九号は、北山 徹氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は本市の農業委員会委員として地域農業の発展に御尽力いただいております。

次に、同第十号は、鍵矢智民氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は本市の農業委員会委員として、地域の柿の振興、山林保全のため御尽力をいただいております。

次に、同第十一号は、土橋洋二氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は自営で農業をされており、地域農業の発展、農業後継者の育成のため御尽力をいただいております。

次に、同第十二号は、柏井正樹氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は自営で農業をされており、地域農家の円滑な組織運営に御尽力をいただいております。

次に、同第十三号は、吉田正材氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は本市の農業委員会委員として、柿・梅など果樹の振興による地域活性化に御尽力をいただいております。

次に、同第十四号は、岩倉義調氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は本市の農業委員会委員として、農業による地域づくりに御尽力をいただいております。

次に、同第十五号は、和田谷好司氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は本市の農業委員会委員として、地域の柿・梅の振興のため御尽力をいただいております。

次に、同第十六号は、小松禎史氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は本市の農業委員会委員として、また奈良県農業管理指導士としても広い見識を有しております。

次に、同第十七号は、西岡直美氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は会社員をされており、農地保全のため御尽力をいただき、また女性の視点から御活躍いただける方であります。

次に、同第十八号は、松井正昭氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は農事組合法人で代表理事をされており、地域農業の発展のため御尽力をいただいております。

次に、同第十九号は、益田吉博氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は自営で農業をされており、地域の農業の普及促進に御尽力をいただいております。

次に、同第二十号は、西山弓子氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は本市の農業委員会委員として、また司法書士としても広い見識を持ち、女性の視点から御活躍いただける方であります。

いずれの方も農業に関する高い識見を有し、人格、識見ともにごすぐれ、農業委員会委員として適任であると考えております。

なお、任期は、令和二年十一月二十七日から令和五年十一月二十六日までの三年間となります。

議員各位には、御理解をいただきまして、御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。これより本十九議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（吉田雅範） 次に日程第六、発議第十一号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹） 発議第十一号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により提出します。

令和二年九月二十八日提出

提出者 五條市議会運営委員会 委員長 福塚 実

○議長（吉田雅範） 提案の趣旨説明を求めます。八番議会運営委員会福塚 実委員長。

〔議会運営委員長 福塚 実登壇〕

○議会運営委員長（福塚 実） ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、上程されました発議第十一号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(案)

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまででない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和三年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 一 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのな
いよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
 - 二 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
 - 三 令和二年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象と
なる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
 - 四 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化
を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
 - 五 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じ
て行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金な
どにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和二年九月二十八日

五條市議会

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

○議長（吉田雅範）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。
お諮りいたします。本案は原案のとおり可決し、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田雅範）起立全員であります。

よって本案は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。

なお、意見書の取り扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（吉田雅範）次に日程第七、発議第十二号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）発議第十二号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書について。
標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により提出します。

令和二年九月二十八日提出

	提出者	五條市議会議員	山口耕司
	賛成者	五條市議会議員	岩本孝
〃	〃		平岡清司
〃	〃		養田全康

○議長（吉田雅範）提案の趣旨説明を求めます。九番山口耕司議員。

〔九番 山口耕司登壇〕

○九番（山口耕司）ただいま上程されました発議第十二号、防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書について、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書（案）

現在、世界は異常な気候変動の影響を受け全国各地でその甚大な被害を被っている。我が国でも、豪雨、河川の氾濫、土砂崩落、地震、高潮、暴風・波浪、豪雪など、自然災害の頻発化・激甚化にさらされている。このような甚大な自然災害に事前から備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は、一層その重要性を増しており、喫緊の課題となっている。

こうした状況を受け、国においては、重要インフラの緊急点検や過去の災害から得られた知見を踏まえ、国土強靱化を加速化・進化させていくことを目的に、「国土強靱化基本計画」を改訂するとともに、重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための三箇年緊急対策」を策定し、集中的に取り組んでいるが、その期限が令和三年三月末までとなっている。

現状では、過去の最大を超える豪雨による河川の氾濫・堤防の決壊、山間部の土砂災害等により多くの尊い命が奪われるなど、犠牲者は後を絶たない。今後起こりうる大規模自然災害の被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へとつながるよう「防災・減災、国土強靱化」対策にはより一層、安定的かつ継続的に十分な予算の確保が必須である。

よって、国におかれては、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 一 令和二年度末期限の「防災・減災、国土強靱化のための三箇年緊急対策」の更なる延長と拡充を行うこと。
 - 二 地方自治体が国土強靱化地域計画に基づき実施する対策に必要な予算の総額確保を図ること。
 - 三 災害復旧・災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保するための措置を講ずること。
- また、その配分に当たっては、社会資本整備の遅れている地方に十分配慮すること。
- 以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和二年九月二十八日

五條市議会

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
ありがとうございました。

○議長（吉田雅範）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決し、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田雅範）起立全員であります。

よって本案は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。

なお、意見書の取り扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（吉田雅範）この際、お諮りいたします。

各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長から、会議規則第二百五条の規定により、お手元に配布いたしております閉会中継続調査申出一覧表のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（吉田雅範）以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は九月二十九日までとなっておりますが、議事が全部終了いたしましたので、本日これをもって閉会いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本定例会は本日これをもって閉会することに決しました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には令和元年度五條市各会計決算審査を始め重要案件の審査に終始御熱心に御精励を賜り厚くお礼申し上げます。

理事者各位には事務事業の執行に際し代表監査委員、また本会議各常任委員会及び決算審査特別委員会における議員各位の御意見、御提言を十分尊重され、市民に信頼される行政と市政の一層の向上を目指して御精励いただきますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

市長から閉会の御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）令和二年第三回市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会の期間中、本会議や委員会を通じ、慎重審議を賜り心からお礼を申し上げます。

議員各位より賜りました御意見・御提言につきましては、今後の市政運営に反映してまいりたいと考えております。

さて、新型コロナウイルス感染症の現状につきましては、現在、万全な治療法が確立しておらず、再び感染が拡大することも懸念される所であります。

市民生活に深刻な影響を及ぼさないため、引き続きソーシャルディスタンスの確保を始め、マスクの着用、手洗いの徹底など、感染を予防する「新しい生活様式」が定着するよう、啓発に努めてまいりたいと考えております。

また、決算審査特別委員会でも御報告を申し上げますが、国の交付金を活用した、新型コロナウイルス感染症対策事業につきまして

は、鋭意取組を進めておりますが、新たな施策につきましても、早々に取りまとめた上、近日中にお示しをしたいと考えておりますので、改めて御審議をいただきますよう、お願いを申し上げます。

最後になりましたが、朝夕はめっきりと涼しくなり、秋の訪れを感じるようになりました。

議員各位には、一層の御自愛をいただき、市民福祉向上のため、各般にわたり御精励をいただきますようお願い申し上げます、閉会の御挨拶とさせていただきます。

○議長（吉田雅範） これをもちまして、令和二年五條市議会第三回九月定例会を閉会いたします。

午前十一時五十八分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議会議長 吉田雅範

署名議員 平岡清司

署名議員 吉田正

署名議員 窪佳秀